相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市堤町一丁目五番地二、最後の住所青森市堤町一丁目五番二一号
被相続人　亡　村上　宏一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日
青森市長島二丁目一番五号　みどりやビルディング四階　岩谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　貴大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県東磐井郡室根村津谷川字古金生五五番地、最後の住所宮城県本吉郡本吉町津谷明戸一二二番地の一
被相続人　亡　畠山　公夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日
事務所岩手県一関市千厩町千厩字北方二二番地二
相続財産管理人　司法書士　加藤　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県加美郡加美町字北町二番一七七番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　武田　純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日
仙台市青葉区大町二丁目二番一六号大町カーブビル五階荒・大橋・小幡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金子　享平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県須賀川市保土原字古戸屋敷七七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大河原敏幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日
福島県郡山市並木三丁目六番三号オフィス並木六号青木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　真山　萌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市阿波一四一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　南房　つね

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日
茨城県龍ケ崎市佐貫一丁目一五番地三　藤田ビル　眞鍋総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　眞鍋　涼介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県真岡市小林九一一番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　谷中　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日
栃木県真岡市荒町二〇九四番地　市村司法書士合同事務所
相続財産管理人　司法書士　市村　智亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川三丁目九三番地、最後の住所秋田県男鹿市脇本脇本字中野三六番地二　被相続人　亡　渡辺冨士子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本郷二丁目五番地一、最後の住所東京都三鷹市上連雀一丁目一番三号ドエル中村一〇二号　被相続人　亡　加藤　紘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日
東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川四丁目三七番地、最後の住所東京都文京区小石川四丁目八番一一号　被相続人　亡　伊原　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日
東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　林　信行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都清瀬市野塩三丁目一五番地三、最後の住所東京都清瀬市中清戸四丁目九〇八番地二グランディール一〇三号
被相続人　亡　足立　隆之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日
事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　哲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国、最後の住所東京都昭島市中神町一二六〇番地ニューフジホーム
被相続人　亡　蒋　志珍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日
東京都立川市曙町一丁目二五番地一二号オリンピック曙町ビル九階田村・佐藤法律事務所　相続財産管理人弁護士　田村　充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　山岸　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日
東京都港区西新橋一―二一―八弁護士ビル八〇一薄葉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　薄葉　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市緑区千木良九八八番地イ号、最後の住所神奈川県相模原市中央区相模原二丁目四番一二―七〇五号
被相続人　亡　加藤　全男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日
神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番一〇号大塚ビル四階　弁護士法人谷口綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　谷口　優子

第19期決算公告　平成30年5月15日

愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社マイサポート
代表取締役　渥美　勇

貸借対照表の要旨（平成30年2月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	694,253
	固定資産	41,020
	合計	735,273
負債及び純資産の部	流動負債	286,677
	株主資本	448,596
	資本金	100,000
	資本剰余金	8,000
	資本準備金	8,000
	利益剰余金	340,596
	利益準備金	17,000
	その他利益剰余金	323,596
	（うち当期純利益）	(80,862)
	合計	735,273